

福島県福祉・介護人材緊急支援事業 「職場体験事業」実施要綱

1 目的

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができる環境をつくり、福祉分野への人材の参入を促進することを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（福島県委託事業）

3 対象者

福島県内に在住する福祉・介護の仕事に関心を有する者又は福島県内の社会福祉施設・事業所等に就職を希望する者。

4 対象者の参加条件

職場体験参加者の資格は不問とし、給与は無給とする。

職場体験の期間は、体験参加者一人当たり5日以内とする。

職場体験事業への参加は、原則として一人1回限りとする。

専門学校、大学等の教育課程における実習など、本来他の制度で実施すべき実習及び既に採用が内定している者の実習については対象外とする。

5 対象施設・事業所

体験の受入は、福島県内の社会福祉施設及び介護保険法又は障害者自立支援法に基づく指定事業所等であって、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し、受入施設として登録を行った施設・事業所とする。

6 職場体験の内容

職場体験の内容は、オリエンテーション（日程、注意事項等の事前説明）、座学（福祉・介護等の基礎知識、施設が求める人材像など福祉の職場に就職するにあたって必要・有益な知識の習得等）、体験（利用者とのふれあい、見学等の現場体験）等とし、別紙の「福島県福祉・介護人材緊急支援事業（職場体験事業）プログラム」を基本に参加者の希望に応じ1～5日間で各受入施設が作成する実施計画（プログラム）で実施する。

7 職場体験実施期間及び受入期間

職場体験実施期間については平成21年度から平成23年度までの3ヵ年とし、受入期間は毎年度の4月1日から2月14日までとする。なお、平成21年度においては6月16日から2月14日までとする。

8 実施方法

- (1) 職場体験の受け入れを行う施設・事業所(以下「実施施設」という。)の長は、県社協会長あて、別紙様式1「福祉・介護人材緊急支援事業(職場体験事業)受入施設・事業所登録票」により登録を行うものとする。
- (2) 職場体験を希望する者(以下「申込者」という。)については、県社協会長が配布する(1)に基づく登録施設リストから、体験を希望する施設を、別紙様式2「福祉・介護人材緊急支援事業(職場体験事業)申込書」に記入のうえ県社協会長あて提出するものとする。
- (3) 県社協は、職場体験の実績を確認のうえ、別紙様式3「福祉・介護人材緊急支援事業(職場体験事業)紹介票」を実施施設の長あて送付するものとする。
- (4) 県社協は、申込者あて別紙様式3 - 「福祉・介護人材緊急支援事業(職場体験事業)職場体験決定通知書」により、受入日時や体験内容、留意事項の通知を行うものとする。
- (5) 体験終了後、実施施設の長は別紙様式4「福祉・介護人材緊急支援事業(職場体験事業)受入費用請求書」、別紙様式5「福祉・介護人材緊急支援事業(職場体験事業)実績報告書」、別紙様式6「申込者の職場体験報告書」を、上半期(10月1日～10月15日)・下半期(2月15日～2月28日)の単位で県社協会長あて提出するものとする。
- (6) 県社協会長は、(5)の内容を確認のうえ、実施施設の受け入れに要した経費(負担金)として、職場体験の日数あたり5,000円(この負担金は消費税上、不課税扱いとなります)を実施施設の長に、支払い請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。なお、送金に要する手数料は県社協が負担する。
- (7) 事業実施にあたって生じた申込者の傷害や事故、施設の備品および施設利用者への損害については、県社協会長が加入する行事用保険の範囲で、補償を行うものとする。
- (8) この事業において、体験できる施設は、原則、一人1施設(事業所)とする。ただし、体験した施設のサービスとは種類の異なる別の施設での体験を再度希望した場合には、受け入れを行った実施施設に対して、県社協会長は、その要した経費を支払うものとする。

9 その他

この事業が円滑な福祉人材の養成・確保・定着につながるよう関係機関との連携のもと実施するものとする。

別紙

「福島県福祉・介護人材緊急支援事業（職場体験事業）プログラム」

- 1 本プログラムは基本的事項を示すものであります。
- 2 実施施設の既存プログラムにおいて、本プログラムの内容が取り入れられたプログラムであり、且つ本事業の主旨を効果的に実施することのできるプログラムの場合は、既存プログラムにより実施することで差し支えありません。

	職場体験内容
1日間プログラム 【6時間】	<ol style="list-style-type: none"> 1．施設概要・サービス提供方針等について 2．オリエンテーション（日程、注意事項等の事前説明） 3．介護等入門（基礎知識の講義と体験型の演習） <p style="text-align: right;">} 《1時間》</p> <p style="text-align: right;">} 《2時間30分》</p> <p><基本的な介護技術の体験：各施設の実情に応じて、施設職員の指導助言等により講義と体験する></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者との接し方（コミュニケーションのとり方） 移動介助、車イスの操作方法、ベッドからの移乗 食事介助 水分補給の仕方 衣服の着脱やおむつ交換 トイレ介助 送迎援助の方法 <ol style="list-style-type: none"> 4．施設・業務の見学 （利用者とのふれあいや職員業務の見学体験）《2時間》 5．振り返り（体験報告書の作成提出）《30分》
2日目以降 【6時間】	<ol style="list-style-type: none"> 1．職場体験 《5時間》 1日の流れを追いながら、1日目に学習した内容を現場見学する。 また、利用者への対応については、参加者の所有資格等を考慮し施設長が認めた場合のみ実施する。（介護、改善準備、利用者への話かけ等） 2．振り返り 施設職員との意見交換・体験報告書の作成提出 《1時間》